

建設工事における中間前金払制度の導入について(お知らせ)

【趣旨】

鶴ヶ島市では、工期半ばにおける建設工事に係る材料費等の資金調達の円滑化を支援するため、中間前金払制度を導入しました。

【概要】

中間前金払とは一定の要件を満たす場合、当初の前金払（請負代金額の4割以内）に追加して、請負代金額の2割以内の前金払を支出する制度です。

【中間前金払を請求できる工事】

請負代金額が500万円以上、かつ、工期が60日を超える建設工事が対象となります。

【中間前金払の要件】

- 1 工期の2分の1を経過していること
- 2 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- 3 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること
- 4 当初の前金払が支出済みであること

【中間前金払の請求方法】

- 1 中間前金払を希望する場合は、中間前金払認定請求書（様式第3号）及び工事履行報告書（様式第4号）を、工事担当課に提出してください。
- 2 市で要件を満たすことを確認した後、中間前金払認定調書（様式第5号）を交付します。
- 3 受注者は中間前金払認定調書（様式第5号）を添え、保証会社に中間前払金保証の申込みをしてください。
- 4 保証会社と契約締結後、中間前金払の保証証書が発行されます。
- 5 中間前払金請求書（様式第6号）に、保証証書と工事請負契約書（写し）を添え、工事担当課に提出してください。
- 6 市は受注者が指定する預託金融機関に中間前金払を支出します。

【適用年月日】

平成30年4月1日以降の契約から適用します。

平成30年4月1日
財政課契約担当